

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

[法第5条]

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

[法第6条]

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

[法第8条]

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

[法第4条]

市は、国民保護法の規定による国民保護措置の実施のために必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化並びにボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮、男女のニーズの違いによる配慮及び国際人道法の的確な実施

[法第9条]

市は、国民保護措置の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、方針決定課程や地域活動への女性の参画を促進するなど、男女のニーズの違いへの配慮に努めるとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

※ 国際人道法とは、主としてジュネーブ諸条約のことを指す。

この条約は、(1949年)に作成され、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められ、第1条約から第4条約までで構成されている。日本は、(1953年)4月に加入している。

また、従来のジュネーブ諸条約を発展・拡充させたものとして、国際的な武力紛争に適用される第1追加議定書と、非国際的な武力紛争に適用される第2追加議定書が(1977年)に作成され、日本は、(2004年)8月に加入している。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な措置

[法第7条]

ア 市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自立を保障することにより、言論その他表現の自由に特に配慮する。

イ 市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法についても、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して、自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

[法第 22 条]

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 市地域防災計画の準用

市は、国民保護措置が現行の呉市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）における自然災害等への対応と共通した事項が多いことから、この計画に定めのない事項は市地域防災計画を準用する。

(10) 地域特性への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たって、市内の地理的特徴や社会的特徴に特に配慮する。